
規 則

高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県道路占用料徴収条例施行規則（昭和44年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の (3) の表中

「 12 令和 7 年 4 月 1 日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件

を

「 12 令和 7 年 4 月 1 日以降、電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件

13 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料で、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第85号）第 2 条の規定により指定された特定非常災害又は当該特定非常災害に準ずるものと知事が認めた災害により被害を受けた建物の補修、解体及び解体後の新築に必要なもの

14 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、道路管理施設に電力を供給することのみを目的として設けられるもの

に改める。

別表第 2 中

「 7 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものに限る。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）

を

「 7 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものに限る。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）

8 知事が別に定める道路維持管理への協力を行う者（以下この表において「道路協力団体等」という。）が設置する太陽光発電設備又は風力発電設備

9 道路協力団体等が設置する E V 充電機器又は E V 充電施設（自動車に動力源として電気を供給するための工作物又は施設をいう。）

10 道路協力団体等が設置する水素供給施設（自動車に燃料としての水素を供給するため

の施設をいう。)

- 11 道路協力団体等が設置するシェアサイクル器具（道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものをいう。）又はシェア電動モビリティ器具（道路法施行令第11条の11第1項に規定する原動機付自転車等駐車器具で専ら電気を動力源とする原動機付自転車を賃貸する事業の用に供するものをいう。）
- 12 防災拠点自動車駐車場（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の29の2第1項の防災拠点自動車駐車場をいう。以下この表において同じ。）に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると知事が認めるもの（以下この表において「災害応急対策施設等」という。）
- 13 災害応急対策移動施設（災害応急対策施設等のうち、防災拠点自動車駐車場に指定されていない自動車駐車場に設ける施設であって、災害が発生した場合に防災拠点自動車駐車場その他の場所へ移動させることができるものをいう。）

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する
規則